

事例研究～中国ビジネス法務

(第22回)

転機を迎えた中国の周知商標認定と保護制度

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

周知商標に関連する保護制度は、中国商標法の重要な内容の一つであり、また企業が自らの権利を維持し、利益を保護するための重要な手段です。中国『商標法』が昨年8月に改訂された後、国家工商行政管理総局は、今年4月に改訂『周知商標の認定および保護規定』（以下「規定」）に対する意見聴取稿を公布しました。この「規定」のポイントはどこか、企業にどのような影響を与えるかについて、以下事例を挙げて簡単に説明します。

◇中国業務を商標侵害から守った成功例

日系大手製造メーカー（A社）は、中国で長年業務を展開しており、M商標を登録、使用してきました。3年前に中国企業B社がM商標の登録分類とは異なる商標登録分類上に、M商標に大変類似したN商標の登録を悪意で出願し、なおかつ市場で大量に使用しました。B社は不正な手段によって消費者にN商標とM商標に関連があると誤認させ、A社の市場における名誉と信用に重大な悪影響を与えました。

M商標とN商標の登録分類が一致していなかったため、商標法の一般規定を適用すること、すなわちM商標が先願登録されたことを理由にN商標の無効宣告を請求することは困難でした。A社の弁護士は、M商標の知名度が高いことから、周知商標の特殊保護制度である「登録分類を超えた保護」に関する法律を適用してN商標の無効宣告を請求できるとアドバイスしました。A社はこの意見を採用し、行政、司法手続きを通じてN商標を無効とさせ、企業の利益を保護することに成功しました。

◇「規定」意見聴取稿とそのポイント

上述の事例からも分かるように、周知商標に対する法的な保護力と保護範囲は普通の商標よりも大きく、この保護制度を利用することができれば、悪意の商標登録者、使用者に対抗するための有効な手段となり得ます。意見聴取稿で提示された改訂の内容は多岐にわたりますが、その中でも以下2項目の内容が特に重要であり、今後の権利保護活動に一定の影響を与えるものと思われます。

1. 「個別的認定」と「受動的保護」の原則の確立。

(1) 「個別的認定」とは、周知商標が個別案件を処理するの必要に基づいて当該案件に限り認定され、認定結果をその他の案件には適用できないことを指します。

(2) 「受動的保護」とは、周知商標の認定が行われるのは当事者による請求提出後からであって、政府機関が職権により能動的に当該商標の認定を行うことはないことを指します。

2. 認定における証拠資料の明確化と細分化。これまでの法執行の経験の総括に基づき、提出が必要となる証拠について明確かつ細かに取り決め、当事者の立証責任を事実上さらに強化しました。

◇企業の皆さまへのアドバイス

上述の内容は、近年周知商標に関する司法審判がなされる中で、すでに広く認められるようになってきているため、今後立法化される可能性が大きく、立法化されれば新規定が速やかに実務運用されることとなります。このため、企業が必要な時に直ちに行動できるよう、以下の事項について特に注意する必要があります。

1. 「個別的認定」と「受動的保護」の原則をよく理解し、周知商標保護制度を利用する必要がある個別案件においては、積極的な行動をとらなければ望む結果が得られないことに留意しなければなりません。

2. 企業の日常業務においても、必要な時に行政、司法手続きに用いる証拠資料を速やかに作成できるよう、周知商標の認定に関わる一切の資料を常に収集しておくことに留意しなければなりません。そのためには企業内部に資料収集にかかる有効な制度を設ける必要がありますので、今回の「規定」公布を契機に研究、検討されることをお勧めいたします。